

2019年9月開催までの価格です。10月以降開催の講習は、受講料をご確認の上お申し込みください。

受講資格と受講料

山口県管工事協同組合連合会建機教習センター

特別教育 安全衛生教育

名 称	時間	受講資格	日数	受講料(円) (テキスト代・消費税込)
※小型車両系（整地等）3トン未満	13H	18歳以上の方	2	14,400
※高所作業車 10M未満	9H	18歳以上の方	1.5	14,800
フォークリフト 1トン未満	12H	18歳以上の方	2	14,900
※移動式クレーン 1トン未満	13H	18歳以上の方	2	15,100
※玉掛け 1トン未満	9H	18歳以上の方〔注1〕	2	11,800
※クレーン運転	13H	18歳以上の方	2	15,100
自由研削といし	6H	18歳以上の方	1	8,200
刈払い機（草刈）	6H	18歳以上の方	1	10,800
チェーンソー（伐木・大径木）	16H	18歳以上の方	2	15,900
※ローラーの運転	10H	18歳以上の方	2	13,800
粉じん作業	5H	18歳以上の方	1	6,100
職長・安全衛生責任者	14H	18歳以上の方	2	13,000
酸欠硫化水素危険作業	6H	18歳以上の方	1	8,500
※足場組立て等作業	6H	18歳以上の方	1	7,800
※フルハーネス型墜落制止用器具	6H	18歳以上の方	1	10,000
	4H	18歳以上の方〔注2〕	1	8,000

※ は、人材開発支援助成金（旧 建設労働者確保育成助成金）適用講習です。

〔注1〕 玉掛け作業は、玉掛けをする荷の質量ではなく、つり上げるクレーン、移動式クレーン、及びデリックのつり上げ荷重1トン未満によって、玉掛け作業につくことのできる者の資格を定めている。

〔注2〕 下記①・②の免除事項を両方有する方。

- ① 足場の組立て等特別教育 または ロープ高所作業特別教育 の修了者
- ② 2019年2月1日時点において、高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところで、胴ベルト型の墜落制止用器具（安全帯）を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験（事業主証明が必要）

講習開始時間 9時00分（小型車両系建設機械講習・チェーンソー講習 8時50分～開始）

特別・安全衛生教育は、受講者が10名以上の場合、臨時で講習を行うことができます（日程は要相談）。